

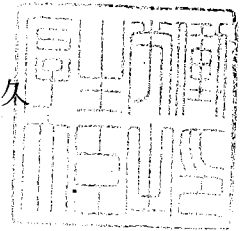
厚生労働省発食安0805第1号

平成25年 8月 5日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲 久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件は、平成25年8月5日付け25消安第2426号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであることを申し添えます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ブロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤

